

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 14 日現在

機関番号：13601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530066

研究課題名（和文）児童虐待への刑事規制の在り方

研究課題名（英文）The Criminal Intervention into Child Abuse and its Theoretical Background

研究代表者

三枝 有（SAEGUSA TAMOTSU）

信州大学・法曹法務研究科・教授

研究者番号：50247631

研究成果の概要（和文）：今日まで、児童虐待については福祉的対応を中心としてきたが、刑事的規制の活用により、有効な虐待介入システムを検討し、児童虐待への児童相談所による介入行為を、緊急状態への対応を業とする警察介入を重視することで、早期に児童を虐待行為から解放することを可能にする。このような方策の背景理論は虐待への介入時では、被害者学的理論の考え方、親子の統合時点では修復的司法の理論で裏付けることで虐待からの早期の分離と児童の安全保護を可能とし、福祉関係者によるスムーズな家族統合の実現可能性を明確にした。

研究成果の概要（英文）：In this study period, I discussed, in particular, how the Child Counseling Center cope with the situation of child abuse and how new criminal laws should handle child abuse in order to cope with stationing police officers in the Child Counseling Center and forming “the Emergency Intervention Team” to obtain support. Finally, I discussed how to introduce and established the administrative criminal theory was based on the viewpoint of Restorative Justice and Victimology for the purpose of preventing child abuse which can make the welfare side effectively function by making a reality of consistent criminal theory for from the “intervention” at an early stage of abuse to the final stage of stage of “consolidation”.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
2012年度	100,000	30,000	130,000
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：児童虐待、刑事政策、行政刑法

1. 研究開始当初の背景

(1) 現状について

2000年5月に制定された児童虐待防止法が、施行されて以来、児童虐待件数は減少するどころか、ひたすら増加して20倍を超える状況にある。この

増加傾向は、2度に亘る児童虐待防止法改正後にも引き続き留まることを知らない。児童虐待が人権侵害であるとの児童虐待防止法上の条文の明記にもかかわらず、虐待防止に向けての有効な対応がなされていないのが現状である。

(2) 研究動機について

① 本研究動機における始原的視点は、近年の増加の一途にある児童虐待件数について、その量的問題のみならず質的にも行き過ぎた虐待による死亡例が目立ってきていることにつき、従前からの児童相談所を中心とする行政の対応に限界があるのではないかという単純な疑問から生じているといえよう。

そして、より現実的かつ具体的な研究動機としては、②以下のものである。

② 本研究の動機は、福祉法関係者との共同研究（「家族の変貌と暴力」明石書店）から、本来ケアとしての日常的な介入行為を前提とする福祉活動による児童虐待への対処には限界があり、虐待という異常状態への積極的な介入活動を支えるためにはなんらかの刑罰的裏付けが不可欠でないかとの疑問を抱くに至ったことにある。この点、児童虐待防止法は、児童虐待についての児童福祉法の特別法でありながら何等の刑罰規定をもたない法規であり、この点にまず重大な問題点があると思われた。

③ 次に、刑罰規定の導入を図るとしていかなる機能を持たせるべきか、その役割と機能について疑問が生じた。この点を解消するには、現実に刑罰規定をもち虐待行為対応している諸外国の実情を調査する必要性を強く感じた。

④ そして、最終的に児童虐待への有効な防止・抑止手段として刑罰規定が機能しうることを検証できるのではないか、さらにより有効性の高い刑罰の利用方法について検証することが必要であると同時に可能であるとの観点から本研究の開始に至ったのである。

2. 研究の目的

本研究では、第1の目的として、児童虐待の増加傾向に歯止めをかける有効な方策として、従前の研究成果に基づき単純な福祉的方策による虐待行為からの児童の救済措置ではなく、まさしく刑事罰を背景とした児童虐待への積極的な刑事法的な介入行為を推進することの必要性と妥当性を検証することにある。

そして本研究の最終目的としては、児童虐待への刑事法的方策の利用方法ならびに利用の在り方ならびに限界について根本的となる刑事的規制の理論的裏付けそのものを明確にすることにある。

3. 研究の方法

(1) 研究方法の概要

本研究では、上述2. 研究の目的の最終目的を達成すべく、研究プロセスを2段階（第1次の基礎的段階、第2次の発展的段階）に分けて発展的

に構成展開した。

① 第1次の基礎的段階では、虐待行為の実情と対応策を一般的に研究するために、様々な文献（特に、欧米を中心とする）や資料を収集・分析し、児童虐待への刑事的法規制の実情（特に方法論的観点から見た）や機能などにつきより効果的手法としての刑事法的規制を発見すべく検討した。ここで得たデータに基づき、より効果的な刑事規制を可能にする理論の方向性を把握した。

② 第2次の発展的段階では、基礎的段階で得た刑事法的規制の方向性に基づき、より実践的な理論の構築を検討した。その際、刑罰による虐待家庭等への介入行為の必要性ならびに相当性を十分に考慮し、介入と統合の2つの場面に分離して背景理論を検討し、現実の虐待場面での機能を重視しながら、適正な刑罰の運用のあり方を実証的に検討し、刑罰効果から刑罰適用限界を確定することを目指した。

以上の2段階を経て研究目的を具現化することに心掛けた。

(2) 具体的研究方法

①平成22年度 児童虐待の実情（東京都などの虐待白書等）ならびに福祉および警察現場における対応状況、児童虐待への法的規制に関する文献（アメリカ、イギリスおよびドイツの文献等を中心）の研究、児童虐待データ（わが国のみならず中国における虐待関係資料を中心）の収集・整理を実施した。

これに基づき、児童虐待に関する行政刑罰の在り方について福祉関係者ならびに警察関係者、さらにはCAPNAのようなNGO関係者へのヒアリングを実施した。さらに、22年度夏休みには、情報分析処理のため原田准教授の補助を受けて、ヒアリングの実施方法など質問項目の検討を行なった。そして、大阪や名古屋の中央児童相談所にて児童相談員と個別に面接ヒアリングを実施するとともに、刑事法的観点から愛知県警、大阪府警などでの聴き取り調査をおこなった。調査は個別面接方式で行ったが、児童相談所の職員に比較して県警、特に大阪府警は従前の児童の虐待死亡事件を受けて情報の開示については極めて非協力的であった。このような結果を受けて、当初の研究計画で予定していた分析してアンケートについては、十分な事実や意見が入手できないと認識し、児童虐待事件に関するデータの収集は、NGOを中心に、聴き取り調査することにした。

22年度の後半は、文献や収集データの分析に重点を置いて、次年度の中国での調査項目などの限定作業ならびにデータ収集方法の検討をおこなった。特に、文書などによるアンケート調査は、日本以上に困難と思われることから、中国南開大学の鄭教授と綿密な連絡を取り、中国での虐待情報

の収集方法について検討をおこなった。最終的には、中国の行政関係者の聴き取りは難しいとの判断から、中国の大学関係者（北京大学、清華大学、南京大学ならびに南開大学の教員や院生を中心）への情報収集に限定することに決定した。情報収集項目については日本にいる中国人留学生をサンプルにして中国での大学院生への質問項目を確定させ聴き取り調査についての協力を得やすいものにした。年度末には、中国での聞き取り調査の項目ならびに聞き取り方法等を確定させた。

②平成23年度 前年度に収集した情報ならびに文献などの検討結果として、刑事法的規制、特に、虐待現場への介入における刑事法的介入の有効性について、福祉行政的介入行為以上に有効性が高いという分析結果を得た。これに基づき、日本の現場での聴き取りデータの分析さらに押し勧め、新たに中央児童相談所に警察官を在駐させることになった名古屋市について焦点を絞り込み、警察官を置く直前に聞き取り調査をおこない、その後警察官配備後の児童相談所の状況についてデータ収集をおこなうことにした。結果的には、警察官導入前においては、警察官配備が名古屋市長の独自の決定であることから児童相談所の職員自体は、警察官の活用方法が不明であり、警察官配備後も有効な活用はなされていなかった。具体的には、児童虐待防止法に新設された臨検などのほとんど活用されることがない刑事法的制度についての書類の作成や単純な法的アドバイスにとどまるものであった。一方、警察側も、単に警察官を派遣しているという意識が強く、児童相談所の指揮下に送り込んだという認識から、派遣された警察官との連携は県警の少年課が取るのが中心であり、各地区の警察署との連携は薄いものとなっていた。ある意味、政治家による形だけの警官派遣で、むしろ相互のプロ意識が悪く機能してセクショナリズム的連携となっており、ドイツやアメリカで見られるような独自の連携性と責任意識は存在していなかった。ここでは、形式的な警察官派遣で、相互間の実質的な討議が何等されていない実情が反映されていたといえよう。このような調査結果を受けて、むしろより閉鎖的でセクショナリズム的な中国での情報週について再度調整検討をおこなった。そしてこの年に、中国での調査と講演を北京、天津、南京の都市部でおこない、同時に教員や院生からの聞き取り調査をおこなった。結果として、児童虐待防止対策としての刑罰機能の有効性について十分認識できる調査結果となった。特に、一般刑法規定以上に行政刑罰について有効性が高く、具体的行政上の義務（虐待発見義務、

虐待通報義務など）との関係性をもたすことで迅速な機能を果たすことが可能と思われた。今後は、行政上の義務について、どのような義務どのような形態での付加していくのが最も有効であるかを検討する必要がある。このような作業については、今回の調査自体では不十分なものであり、今後の再調査が必要となる。

なお、平成22年からの児童虐待への刑事法的規制の在り方についての研究成果をまとめ上げ、この年に日本法政学会で発表をおこない、最終的な研究者諸氏の批判を仰いだうえでわが国への刑事法理論としての導入可能性を検証し、最終理論構成を行うこととした。

③平成24年度 研究期間の最終年度に当たることから、研究成果発表の準備のため、特に、中国や名古屋市での実例検証データに基づく結論を活用して刑事法的規制の在り方の背景理論の構築を行なうと同時に、わが国での虐待防止のみならず予防効果についていかなる刑事法的理論が構築できるかを今までの調査・研究データから導出する作業をおこなった。この際、現場での機能を重視したことから最終の聞き取り調査を日本、中国で行うとともに研究成果として中国の大学ならびに日本でのデータ確認的に実施することでデータの正確性を確保した。研究成果を公表し理論としての妥当性を評価していただくため学会誌等への論文発表をおこなうこととした。このため、細部の微調整資料ならびに追加的データの収集をおこなった。中国（南開大学法学院）での口頭発表の他に、日本法政学会の法政論叢への投稿、日本子ども虐待防止学会への投稿のための準備作業を実施した。これらの学会への論文掲載は、以下の研究成果に掲示したように実施した。

4. 研究成果

(1) 研究成果総括

本研究の成果としては、以下の3点が挙げられる。①児童虐待への対応現場を分析・検討することの重要性を明確にした。そのうえで、虐待行為は、まさしく人権侵害として把握されなければならない、虐待現場への介入自体は刑事法的規制に十分に馴染むものであることを証明した。②児童虐待は従前より福祉的面でしか語られてこなかったが、現実の虐待現場での刑事法的介入は、福祉的介入以上に児童の生命・身体等の保護に必要であり、重要であることを証明した。③いままで存在しなかった児童虐待への刑事法的規制に関する理論的背景を新たに構築し、虐待防止の観点から虐待行為への介入については、被害者学的観点から迅速な刑事的介入の在り方を理論付けることが可能であること、また家

族の再統合の場面については、修復的司法の考え方で福祉的対応を前提とした統合策を理論付けることが可能であることを最終的に証明、提案した。

(2) 年度別研究成果

①平成 22 年度 研究開始の初年度に当たる年であり、研究の支柱といえる児童虐待への刑事法的規制の方向性を確定させるための基礎的データの収集・分析をおこなうことができた。この結果として、次年度以降の研究指針を児童虐待における介入と統合の2面について異なった特質を持つ点に着眼することができた。それにより、刑事法的規制の在り方をいかなるものとして確定させていくべきかの方向性を与えることができた。さらに、児童虐待現場に関わる児童相談所や警察の関係者への基本データ収集に当たっては、一般的なアンケート手法などの量的把握が極めて困難であることが明確になった。ここでは、形式的な公式データ以外は、虐待に関する重要データの大半が地道ではあるが聞き取り調査しかありえないことが判明した。このようなデータに基づき、特に中国での調査についてデータ収集手法の重要性を認識できた。

②平成 23 年度 特に虐待行為への介入についての刑事法の有効性について、具体的に名古屋市での事例である中央児童相談所への警察官の派遣について、制度導入の前後について聞き取りなどの実地調査をおこない、従来の縦割り行政の意識のままでは、児童虐待への有効なシステムとして刑事法的規制が機能しないことが明確になった。ここでは、福祉的理念に基づく児童相談所において警察の持つ刑事法的機能は、原則的に受け入れにくいものであること、しかしながら児童相談所の一部機能、すなわち児童虐待における緊急性の高い虐待行為ならびに現場への介入行為については、福祉的対応よりも警察的対応が優れていることが明確となった。すなわち、児童虐待における緊急介入行為については、警察的機能が重要であり、警察機能を十分評価した上で、児童虐待への対応について分担化することが望ましいのである。しかし、分担化は分裂化を意味するものではなく、あくまで福祉的に統制された刑事法的理論を背景に置く必要があることも明らかである。このような、福祉と警察の相互利用補充の関係づくりの必要性に基づく刑事法的理論の構築の必要性が、名古屋の児童相談所への警察官の派遣という事実から検証されたといえる。

③平成 24 年度 研究の最終年度として学会の論文への掲載をおこない。自らの研究成果を検証する作業をおこなった。論文発

表は、児童虐待の福祉的専門家の集まりである日本子ども虐待防止学会と広範囲な法律の専門家達からなる日本法政学会でおこなった。これらの学会での論文発表は、単に査読があるのみならず、児童虐待について関心の深い学者・研究者で構成された学会であることから、十分な理論的ならびに実務的批判に曝されるものと考え発表したものである。全体としては好意的なりアクションであったが、やはり日本では虐待は福祉の世界との既成概念が強いことから、理論を実務に定着させるにはまだまだ研究を深め、啓蒙活動も必要であると思われた。しかし、中国での講演での研究者の反応は極めて好意的で興味ある反応あり、理論の新規性のみならず具体的方策と結び着くものとして評価された。むしろ結果無価値的な刑法理論を採用する中国では、法益侵害の危険性への具体的対応策として本研究の理論は映ったようである。今後、中国をはじめ民族的、社会歴史的同一性のあるアジアでの研究調査がさらに必要と思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

①三枝有, 児童虐待への刑事法的介入と理論的背景, 法政論叢, 第48巻2号, 45-57, 2012, 査読有
<http://www.cc.okayama-u.ac.jp/~jalps/>

②三枝有, 児童虐待への刑事的介入, 日本子ども虐待防止学会, Vol.14 No.3, 328-334, 2012, 査読有
<http://www.iff.co.jp/>

〔学会発表〕(計1件)

①三枝有, 児童虐待への刑事法的介入, 日本法政学会第115回総会及び研究会, 2011.11.19, 東京

〔その他〕

①三枝有, 中日新聞, 2012.2.9, 名古屋市児童虐待事例を受けて

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三枝 有 (SAEGUSA TAMOTSU)
信州大学・法曹法務研究科・教授
研究者番号: 50247631

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者

鄭 澤全 (TEI TAKUZEN)
南開大学・法学院・教授
研究者番号：なし